

今後の水銀対策のあり方に関する技術的事項について (中環審・産構審合同会合 第2次報告書(案))(概要)

資料4-1

○検討の背景

- 平成25年10月に我が国で採択された「水銀に関する水俣条約(水俣条約)」の早期締結に向け、平成27年3月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」が閣議決定、同6月に国会で可決・成立(以下「法」)。
- これを受け、条約締結に必要なとなる政省令に関する技術的事項を中心に検討を行い、結果をとりまとめ。

水銀使用製品の製造等に関する措置

■特定水銀使用製品の製造等禁止(法2条、5～12条関係)

＜品目別の深掘り・前倒しの検討結果の一例＞

- ・ 条約で段階的廃止が求められている製品品目(電池、蛍光灯等)について、条約を超える以下の国内措置を検討、提示。
 - ・ **水銀含有量基準等の深掘り**
 - ・ **廃止期限の前倒し(条約上の廃止期限:2020年)**
- ・ 組込製品も規制対象。製造と輸出入は同じ規制水準。(輸出入規制は外為法により措置)

品目	深掘り	前倒し
乾電池	－(条約上追加禁止)	2017年に前倒し
ボタン形酸化銀電池	1%に深掘り(条約上2%)	2017年に前倒し
ボタン形空気亜鉛電池	なし(条約上2%)	2017年に前倒し
ランプ類(HPMV以外)	なし(LEDへの転換に注力)	2017年に前倒し
高圧水銀蒸気ランプ(HPMV)	－(条約上追加禁止)	なし



(例)ボタン形電池



(例)ランプ類(HPMV以外)

■新用途水銀使用製品の流通抑制(法13～15条関係)

- ・ 既存の水銀使用製品及びその用途をリストアップ。
- ・ 新用途水銀使用製品が健康保護又は環境保全に寄与するかどうかの評価の方法を整理。

水銀等の適正な貯蔵・水銀含有再生資源の適正な管理(法2条、21～24条関係)

- ・ 水銀及び6種の水銀化合物*並びに水銀含有再生資源**について、貯蔵・管理の指針、定期報告の内容等を整理。

* 塩化第一水銀(甘汞)、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀

** 水銀を含有し、再生利用等の処分が行われるものであって、廃棄物処理法上の廃棄物でないもの。(非鉄製錬からの水銀含有スラッジ等)

	水銀及び6種の化合物	水銀含有再生資源
指針の対象	・ 次のものを貯蔵している者(貯蔵を受託した者) ・ 重量濃度95%以上の水銀 ・ 重量濃度95%以上の水銀化合物(辰砂は濃度による裾きりなし)	・ 水銀含有再生資源の管理を行っている者(水銀含有再生資源の所有権を有する者) ※水銀含有再生資源の定義は、国内におけるバーゼル条約対象物の基準と整合させる
指針の内容	・ 貯蔵に関する指針	・ 管理全般に関する指針 ・ 保管に特化した指針
定期報告の対象	・ 水銀又は水銀化合物の貯蔵量が30kg以上の場合	(指針の対象と同じ)
定期報告の内容	・ 年1回、貯蔵の状況、貯蔵目的、年間収支、用途別の使用量、廃掃法上の廃棄物への移行量を報告	・ 年に1回、管理の状況、管理目的、年間収支、処分作業別の処分量(又は用途別の使用量)、廃掃法上の廃棄物への移行量を報告

○今後の検討事項(法の施行までに検討すべき事項)

- ・ 水銀使用製品に関する情報提供(表示等)
- ・ 水銀使用製品の適正な分別回収を徹底・拡大するための方策(製品リスト化等)